

難聴児の補聴器 購入費又は修理費を 助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中・軽度の難聴児(両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満)を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入または修理に要する費用の一部を助成します。

助成額は原則、基準額の3分の2です(非課税世帯は全額)。

申請には、医師の意見書や見積書等が必要です。購入または修理を検討される方は、事前に子育て福祉健康課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

(☎03-3800-1)



ひとり親家庭 医療費受給者証の 更新手続きについて

ひとり親家庭医療費受給者証の有効期限が10月31日までとなっています。更新がまだお済みでない方は、お確かめのうえ、手続きをお願いします。

※手続きが必要な方には、10月中旬に役場から更新の案内をお送りしています。

愛 ひとり親家庭医療費受給者証									
負担者番号	8	2	3	0	0	2	9	4	
受給者番号									
受給者住所									
受給者氏名									
受給者住所									
受給者氏名									
受給者生年月日									
有効期間									
発行機関名及び印	和歌山県日高郡 日高町								
交付年月日									
<small>電話番号では使用できません。(※裏面をよく読んでください。)</small>									

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

(☎03-3800-1)

本人通知制度について

日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録すること

により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。



● 制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民生活課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

● 申請に必要な物

本人であると確認できる書類が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

● 通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

● 開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎03-3800-0)

あなたのマナーは、大丈夫?!

犬

- 放し飼いは、やめる
- リードをつけて散歩する
- 散歩時のフンは必ず持ち帰る
- 狂犬病予防注射を受ける

猫

- 首輪などで飼い主を明示する
- できる限り室内で飼う(放し飼いを極力さける)
- 自宅でのトイレをしつける
- 野良猫にエサをあげない

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

11月21日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

【お問い合わせ先】

日高町社会福祉協議会

(☎63・2751)

教育委員を 紹介します

10月1日に、戸根弓佳氏が新たに教育委員に任命されました。

任期は4年間です。

教育委員会は、町議会の同意を得て、町長によって任命された教育長および4人の委員で構成されています。

また、町長部局から独立して設置された合議制の執行機関で、生涯学習、教育、文化、スポーツなど幅広い施策を展開しています。



戸根 弓佳さん(高家)

【お問い合わせ先】

学校教育班

(☎63・2038)

生涯学習班

(☎63・3812)

地震・津波避難訓練に 参加しましょう

11月2日(水)に地震・津波避難訓練が実施されます。地震・津波から命を守るため、シェイクアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行っていただきます。地区長などに確認のうえ、この機会には非参加してください。

また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れますが、訓練放送ですので、ご注意ください。

実施日時 11月2日(水)

●午前9時50分

訓練開始前の事前放送

●午前10時頃

緊急地震速報(訓練報)

●午前10時3分

大津波警報(訓練報)

【お問い合わせ先】

総務課(☎63・2051)

防護柵設置支援事業 のご案内

町では、農家の方々が農作物を鳥獣害から守る目的で、電気柵・ワイヤーメッシュなどの設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

「防護柵設置支援事業」

町内の農家の方が町内農地に電気柵やワイヤーメッシュなどを設置する場合は、補助の対象となります。

補助額は事業費の3分の2以内です。

※過去5年以上前(令和5年度においては平成29年度以前)までに同一農地で補助を受けている防護柵の資材更新を行う場合等は3分の1以内の補助額になります。

令和5年度において希望される農家の方は、12月23日(金)までにお申し込みください。

【お問い合わせ先】

産業建設課(☎63・3804)